

川崎市民間建築物吹付けアスベスト対策事業取扱基準

平成19年3月16日18川ま市整第1642号

改正 平成30年3月27日29川ま建管第3137号

(目的)

第1条 この基準は、川崎市民間建築物吹付けアスベスト対策事業補助制度要綱（以下「要綱」という。）に基づき実施する民間建築物吹付けアスベスト対策事業の取扱いに關し必要な事項を定め、事業の円滑な進行を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この取扱基準における用語の定義は、それぞれ要綱並びに建築基準法（昭和25年法律第201号）及び同法施行令（昭和25年政令第338号）に定めるところによる。

（国、地方公共団体その他の公共団体又はこれらの者に準ずる者）

第3条 要綱第2条第3号に規定する国、地方公共団体その他の公共団体に準ずる者は、独立行政法人及び本市以外の地方公共団体が設立した地方独立行政法人その他本市以外の地方公共団体の設立、出資等に係る法人とする。

(補助対象事業)

第4条 要綱第2条第4号に定める事業の技術的基準は、別に定める運用指針によるものとする。

(補助対象建築物)

第5条 要綱第3条第2項第1号に規定する多数の者が利用する民間建築物は、次に掲げる建築物をいう。

- (1) 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場
- (2) 病院又は診療所
- (3) ホテル又は旅館
- (4) 共同住宅（共用部分に限る。）又は寄宿舎（住室を除く。）
- (5) 児童福祉施設等
- (6) 学校
- (7) 体育館、ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
- (8) 博物館、美術館又は図書館
- (9) 百貨店、卸売市場又はマーケットその他の物品販売業を営む店舗
- (10) 展示場
- (11) 飲食店、キャバレー、料理店その他これらに類するもの
- (12) 遊技場
- (13) 公衆浴場
- (14) 倉庫
- (15) 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（前各号に掲げる建築物に付属するものを含む。）

- (16) 映画スタジオ又はテレビスタジオ
- (17) 事務所
- (18) 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
- (19) 駅舎
- (20) 工場
- (21) その他市長が必要と認めるもの
(大規模な事業者)

第6条 要綱第3条第1項第1号及び同条第2項第1号に規定する大規模な事業者として別に定める者は、次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社
- (2) 常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人

附 則（平成19年3月16日18川ま市整第1642号）

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月27日29川ま建管第3137号）

この基準は、平成30年4月1日から施行する。